

事 務 連 絡
令和元年 9 月 2 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
各国公私立高等専門学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各都道府県認定こども園主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和元年度結核予防週間の実施について（依頼）

標記について、令和元年9月26日付け事務連絡で厚生労働省健康局結核感染症課から別紙のとおり依頼がありました。

ついては、別添の「令和元年度結核予防週間実施要領」を御了知の上、特に、学校においては、幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）並びに教職員に対して、正しい知識の普及、学校保健安全法等に基づく定期健康診断の適切な実施、せきが続くような場合には風邪だと思いきわることなく医療機関を受診するよう指導すること、患者発生時の適切な対応を行うことなど学校における結核対策の充実について、周知徹底されるよう御配慮願います。

なお、関係部局とも連携の上、域内の市区町村、市区町村教育委員会、学校等の関係機関に対してこの趣旨を周知徹底されるよう併せてお願いします。

また、患者・感染者である児童生徒等については、いたずらな不安を抱くことのないようにするとともに、そのことを理由にいじめなどの不当な扱いを受けることのないよう、万全を期するようお願いします。

（参考：厚生労働省ウェブサイト）

・結核について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/

（担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 学校保健対策専門官
TEL：03-5253-4111(代)（内線 2070）
FAX：03-6734-3794